

一億総活躍社会は少子高齢化に直面した我が国経済の活性化策

一 包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環 一

参考資料1
一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策
(平成27年11月26日)概要

15年間のデフレの継続

これまでの「三本の矢」

- ・企業の経常利益は過去最高水準(19.2兆円:2015年4-6月期)
 - ・賃上げ率は2年連続で前年を上回る伸び(+2.20%=17年ぶりの高水準)
 - ・有効求人倍率は、23年ぶりの高水準(1.24倍:2015年9月)
- 「デフレ脱却」までもう一息というところまで来ている。

これまでの「三本の矢」の経済政策を一層強化し、民需主導の経済の好循環を確立。
(潜在成長率の向上)

・成長の果実による
子育て支援・社会保障の基盤強化

個人消費の改善 テンポに遅れ (消費総合指数(前月比): 2015年7月0.0%、 8月0.6%、9月0.0%)	企業収益に比し て弱い設備投資 (民間設備投資:90年 代半ば3年間約72兆円 →直近3年間約68兆円)	人手不足の顕在 化・労働供給減 (生産年齢人口:ピーク 時1995年と足下2014 年の差 ▲941万人)
--	--	---

新・第一の矢: 希望を生み出す強い経済

- ・賃上げによる労働分配率の向上
- ・生産性革命による設備投資の拡大と生産性の向上
- ・働き方改革による労働参加率の向上、イノベーションによる生産性の向上 等

新・第一の矢的
GDP600兆円

経済成長の隘路の根本:
少子高齢化による
労働供給減、将来に対する不安・悲観

(生産年齢人口:1984年8,178万人→1995年8,726万人(ピーク)→2014年7,785万人まで減少)
(高齢化率:1984年9.9%→2014年26.0%に上昇)

若者も高齢者も、女性も男性も、難病や障害のある方々も、一度失敗を経験した人も、国民一人ひとりが、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望が叶い、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会を創る。
(包摂と多様性)

- ・安心・将来の見通しが確かなることによる消費の底上げ、投資の拡大
- ・多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出

結婚・子育ての
希望が実現しにくい
(合計特殊出生率:
2014年 1.42)

介護と仕事を両立しにくい
(家族の介護・看護を理由とした
離職・転職者:
2011年10月~2012年9月 10.1万人)

新・第二の矢: 夢をつむぐ子育て支援

- ・若者の雇用安定・待遇改善、
- ・仕事と子育てを両立できる環境、
- ・保育サービスなど結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援 等

新・第二の矢的
希望出生率1.8

新・第三の矢: 安心につながる社会保障

- ・介護サービスの確保、
- ・家族が介護と両立できる環境、家族への相談・支援体制、
- ・健康寿命の延伸 等

新・第三の矢的
介護離職ゼロ

新・三本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することで、50年後に一億人を維持。

第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」(基本的な考え方)

平成27年11月12日
第2回一億総活躍国民会議 提出資料

希望実現阻害要因

- ・脆弱な経済的基盤による結婚不安
- ・長時間労働等による仕事と家庭の両立困難等
- ・男性の家事・育児分担の不足

- ・0~2歳の保育サービス量の不足・多様な働き方への対応不足
- ・放課後児童クラブの不足
- ・出産・子育ての不安・孤立等

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」に

「二者択一」の構造から「**同時実現**」の構造へ転換を図るために

働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに
支援する社会的基盤の構築

「就業と子育ての両立」の実現

二つの大きな取組を「車の両輪」として進め、
国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現する

【重点的取組】

- ◆ 若者の雇用・経済的基盤の改善 : 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、被用者保険の適用拡大(年金法改正)
- ◆ 非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援 : 多様な保育サービスの拡充、企業の取組強化
- ◆ 育児休業と保育の切れ目ない保障 : 育児休業制度の見直し、保育の基盤整備(保育の受け皿40万人分→50万人分確保)
- ◆ 妊娠・出産・子育てへの支援 : 不妊治療助成の拡充
- ◆ 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援 : ひとり親家庭・多子世帯への支援(児童福祉法等改正)など

第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」(実現に向けた主な取組)

平成27年11月12日
第2回一億総活躍国民会議 提出資料

【希望との乖離要因】

【結婚】

経済的安定、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

- ・収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高い
- ・非正規雇用労働者や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高い

【妊娠・出産】

子育てしながら就業を継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保

- ・育児休業が取得できる職場で働く女性の出産確率が高い
- ・長時間労働の家庭の出生確率は低い

【特に第2子以降】

夫婦間の家事・育児の分担、育児不安

- ・男性の家事・育児分担度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、継続就業割合も高い
- ・育児不安の程度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が低い

【課題】

結婚、妊娠・出産、子育てに厳しい働き方、職場環境の改善が必要

育児休業と保育を組み合わせ就業を継続できる環境づくりが必要

妊娠・出産・子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実が必要

働き方改革・両立支援

総合的子育て支援

【対策の方向性】

【1】若者の雇用・経済的基盤の改善

○若者・非正規雇用対策

- ・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善
- ・被用者保険の適用拡大(年金法改正)等

○働き方の見直し

- ・長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直し
- ・労働基準法改正法案の早期成立の実現

○男性の意識改革

- ・男性の育児休業取得促進

○女性活躍推進

【2】非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援

○育児休業制度の見直し

- ・非正規雇用労働者の育児休業取得促進

○企業の取組の強化

- ・多様な働き方に対応した保育サービスの強化

○柔軟なサービス利用の支援

- ・家事支援税制(税制改正要望)

【3】育児休業と保育の切れ目ない保障

○保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充

- ・待機児童解消加速化プランの前倒し(40万人分→50万人分)

○育児休業制度の見直しと保育の拡充によって、子育てによる不本意退職を解消。女性(25~44歳)の就業率80%を目指す

【4】妊娠・出産・子育てへの支援

○安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備

- ・不妊治療助成の拡充
- ・子育て世代包括支援センターの全国展開
- ・産前産後期間中の国民年金保険料の免除(年金法改正)

○地域の子育て家庭への支援

【5】特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

○ひとり親家庭・多子世帯の支援(子どもの貧困への対応等)

- ・自治体窓口のワンストップ化の推進、子どもの生活・学習支援や親の資格取得支援などの充実
- ・児童扶養手当の機能の充実などの経済的支援

○児童虐待の防止、社会的養護を必要とする子どもへの支援(児童福祉法等改正)

※緊急対策に記載された主な施策は赤字

一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策

一 成長と分配の好循環の形成に向けて 一（抜粋）

平成27年11月26日
一億総活躍国民会議

II. 緊急に実施すべき対策

2. 「希望出生率1.8」に直結する緊急対策

■結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善

- 不安定な雇用と低所得のために結婚に踏み切れない若者の希望を実現するため、既卒者・中退者の雇用機会の確保などを通じ若者の円滑な就職を支援するとともに、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を推進する。
- 非正規雇用労働者が育児休業を取得し、継続就業しやすくするための制度見直しを検討する。
- 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等を防止するため、法制度を含めて対応を検討する。
- 自営業者・短時間労働者等の産前産後期間の経済的負担を軽減するため、国民年金の保険料の免除等の検討を行う。
- 中小企業に被用者保険の適用拡大の途を開く制度的措置を講ずる。

■結婚、妊娠から子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援の充実

- 不妊で悩む夫婦の妊娠・出産の希望を実現するため、不妊治療への助成を拡充する。【特に緊急対応】
- 地域における様々な出会いの機会の提供や、若者の新婚生活の住居負担の軽減など、結婚に向けた活動を支援する。
- 妊娠・出産・子育てに係る不安を解消するため、子育て世代包括支援センターを核とする妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の仕組みを整備する。

■出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進

- 地域によって出生率には差があり、それに影響を与える働き方も多様であることから、各地域に自治体や労使等からなる会議を設置し、働き方改革を推進していく取組を、関係府省一体となって推進する。

■出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実

- 待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの整備拡大量を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図る。【特に緊急対応】
- 子ども・子育て支援新制度の下で、新たに小規模保育事業所の整備を支援するなど、認可保育所以外の多様な保育サービスの受け皿の整備を進める。また、近隣住民等に配慮した防音対策を支援する。【特に緊急対応】
- 企業側の取組として、子育て支援への事業主拠出金制度の拡充により、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進することについて、平成28年度予算編成過程において検討する。
- 保育士の人材確保を図るため、資格取得に向けた支援、保育補助者の雇用による勤務環境の改善や、離職した保育士の再就業支援などを行う。また、資料作成等の事務を簡略化して保育士が専門性の高いサービスに専念できるようにICTの活用による業務の効率化を推進する。さらに、朝夕の保育士配置要件の弾力化など、多様な担い手の確保についても年内を目途に検討する。

■子育てを家族で支え合える三世同居・近居がしやすい環境づくり

○三世の「同居」や「近居」の環境を整備するため、三世同居に向けた住宅建設、UR賃貸住宅を活用した親子の近居等を支援する。【特に緊急対応】

■希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服

○家庭の経済状況に左右されることなく、誰もが希望する教育を受けられるよう、幼児教育の無償化について、財源を確保したうえで段階的に進めるとともに、学習が遅れがちな中学生等に向けた補習事業を推進する。

○高等教育に係る奨学金については、その充実を図るとともに、マイナンバーを活用しつつ奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて取り組む。

○いじめや発達障害など様々な原因で既存の学校に馴染めなかった子供たちでも自信を取り戻すことができるよう、特に経済困窮家庭の子供たちに対し、複線的な教育機会を確保するための支援を行う。

■子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化

○子供の貧困対策として、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の内容を着実に推進するとともに、その実効性を高めるため、民間資金による基金の活用や、地方公共団体等を通じた支援を行う。

○ひとり親家庭支援のため、自治体窓口のワンストップ化、子供の学習支援や居場所づくりを進める。また、ひとり親の自立を助けるための貸付制度を緊急に設けるほか、親の就職を促進するための資格取得支援を拡充する。さらに、離婚時における養育費確保の事前の取決めを促すとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進機能の在り方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源の確保とあわせて、児童扶養手当の機能の充実を図る。

○児童相談所の充実をはじめとする児童虐待防止策の強化を図る。